

○島田市有害鳥獣防護柵等設置事業費補助金交付要綱

平成19年8月16日

告示第136号

改正 平成20年3月31日告示第92号

平成27年3月3日告示第21号

令和2年3月26日告示第51号

(趣旨)

第1条 市長は、有害鳥獣による農林水産物の被害を防止し、又は軽減するため、有害鳥獣防護柵等設置事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 有害鳥獣 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第7項の狩猟鳥獣のうち、農林水産物の収穫量の低下、耕作地の荒廃などを引き起こす野生動物をいう。

(2) 有害鳥獣防護柵等設置事業 次に掲げる事業をいう。

ア 防護柵等設置事業（有害鳥獣の侵入を防ぐための防護柵、防護ネット等を耕作地等に設置する事業をいう。）

イ わな等設置事業（有害鳥獣を捕獲するためのわな等を耕作地等に設置する事業をいう。）

(3) 耕作地等 農林水産物を生産する土地及び施設をいう。

(平27告示21・一部改正)

(交付の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する者であって、市内において農林水産物を生産する個人又は団体のうち別表に掲げる事業ごと、同表に掲げる交付の要件を満たすものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費及び補助金の額（率）は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ有害鳥獣防護柵等設置事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 有害鳥獣防護柵等設置事業の実施箇所が分かる図面
- (2) 見積書の写し
- (3) 団体の名簿及び耕作地等の一覧表(団体の場合のみ)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 防護柵等設置事業に係る補助金の交付申請は、同一年度において1回までとする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条第1項第1号の市長が別に定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更をしようとする事。
- (2) 補助の対象となる経費の額の20パーセントを超える額の変更をしようとする事。

(交付決定通知書)

第7条 規則第6条の補助金交付決定通知書は、有害鳥獣防護柵等設置事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)とする。

(変更の承認)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者が第6条第1号又は第2号に規定する変更をしようとするときは、有害鳥獣防護柵等設置事業費補助金交付変更承認申請書(様式第3号)に第5条第1項各号に掲げる書類のうち変更後の内容が分かる書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めたときは、有害鳥獣防護柵等設置事業費補助金交付変更承認書(様式第4号)により、申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 完成時の写真
- (2) 領収書又は請求書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付確定通知書)

第10条 規則第10条の補助金交付確定通知書は、有害鳥獣防護柵等設置事業費補助金交付確定通知書（様式第6号）とする。

（補助金の請求）

第11条 補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、公示の日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

（平20告示92・旧附則・一部改正）

（経過措置）

2 榛原郡川根町の編入の日の前日までに川根町有害鳥獣自衛対策事業補助金交付要綱（平成19年4月1日川根町長決裁。以下「編入前の要綱」という。）の規定により交付すべき理由を生じた補助金については、なお編入前の要綱の例による。

（平20告示92・追加）

附 則（平成20年3月31日告示第92号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月3日告示第21号）

この告示中別表の改正規定は平成27年4月1日から、第2条第1号及び様式第2号の改正規定は平成27年5月29日から施行する。

附 則（令和2年3月26日告示第51号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

（平27告示21・一部改正）

(令2告示51・一部改正)

事業名	交付の要件		補助の対象となる経費	補助金の額(率)
1 防護柵等の設置事業	個人の場合	事業を実施する耕作地等の面積(既に補助金の交付を受けた耕作地等の面積を除く。以下この表において「実施面積」という。)が、土地(ビニールハウスを設置した耕作地を含む。)にあってはおおむね200平方メートル以上、生産施設にあっては50平方メートル以上であること。	防護柵、防護ネット等の購入費	事業に要する経費の3分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、100,000円を限度とする。
	団体の場合	2人以上で構成する団体であって、実施面積の合計が、個人の場合の交付の要件を満たすこと。		事業に要する経費の3分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、構成員ごとの実施面積が個人の場合の交付要件を満たす者の数に100,000円を乗じて得た額(個人の交付要件を満たさない者の実施面積の合計が200平方メートル以上である場合は、当該額に100,000円を加えた額)を限度とする。
2 わな等設置事業	5人以上で構成する団体で、実施面積の合計がおおむね1ヘクタール以上であること。(ただし、同一団体に対する補助は、1回限りとする)		わな等の購入費	事業に要する経費の3分の2以内の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

る。)	とし、100,000円を上限とする。
-----	--------------------

備考 団体の構成員に同一世帯の者がいる場合は、当該同一世帯の者全員をもって構成員1人としてこの表を適用するものとする。

様式第1号（第5条関係）

有害鳥獣防護柵等設置事業費補助金交付申請書

年 月 日

島田市長

住所 団体の場合は、
その代表者の住所

氏名 団体の場合は、
その代表者の氏名

電話番号

年度において有害鳥獣防護柵等設置事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 事業名 (1) 防護柵等設置事業 (2) わな等設置事業
(どちらかに○印を付けてください。)

2 事業の内容

3 交付申請額 円

4 設置場所（防護柵等設置事業のみ記載してください。）

(地番) (実施面積) m²

5 団体の構成（団体の場合のみ記載してください。）

(人数) 人 (実施面積) m²

6 事業実施予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

7 添付書類

- (1) 有害鳥獣防護柵等設置事業の実施箇所が分かる図面
- (2) 見積書の写し
- (3) 団体の名簿及び耕作地等の一覧表（団体の場合のみ）
- (4) その他

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

島田市長



有害鳥獣防護柵等設置事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった有害鳥獣防護柵等設置事業費補助金の
交付について、次のとおり決定します。

1 決定の内容

金額 円

2 交付の条件

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、島田市補助金等交付規則、島田市有害鳥獣捕獲許可事務処理要領及び島田市有害鳥獣防護柵等設置事業費補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3号（第7条関係）

有害鳥獣防護柵等設置事業費補助金交付変更承認申請書

年 月 日

島田市長

住所〔団体の場合は、
その代表者の住所〕

氏名〔団体の場合は、
その代表者の氏名〕[㊟]

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた有害鳥獣防護柵等設置事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 変更理由
- 2 変更の内容
- 3 変更により増減すべき補助金の額 円
- 4 添付書類（変更がある書類のみ添付してください。）

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

島田市長

印

有害鳥獣防護柵等設置事業費補助金交付変更承認書

年 月 日付けで申請のあった有害鳥獣防護柵等設置事業費補助金の
変更について、次のとおり承認します。

承認の内容

実績報告書

年 月 日

島田市長

住所 団体の場合は、
その代表者の住所

氏名 団体の場合は、
その代表者の氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた有害鳥獣防護柵等設置事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 事業名 (1) 防護柵等設置事業 (2) わな等設置事業
(どちらかに○印をつけてください。)

2 事業の内容

3 交付申請額 円

4 実施面積 m²

5 事業実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日

6 添付書類

- (1) 完成時の写真
- (2) 領収書又は請求書の写し
- (3) その他

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

島田市長



有害鳥獣防護柵等設置事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告書の提出があった有害鳥獣防護柵等設置事業費補助金について、次のとおり確定します。

交付確定金額 円

(交付決定金額 円)

様式第7号（第10条関係）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた有害鳥獣防護柵等設置事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

島田市長

住所 [団体の場合は、
その代表者の住所]

氏名 [団体の場合は、
その代表者の氏名] 印

電話番号

口座振込先 金融機関名	銀行 金庫 農業協同組合 ()	本店 支店 ()
口座種別	普通 ・ 当座 ・ ()	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

(平27告示21・一部改正)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)

様式第 6 号 (第 9 条関係)

様式第 7 号 (第10条関係)